

2024年2月

一般社団法人 日本建設機械工業会

## コンクリートポンプ車整備証明制度のご案内

コンクリートポンプ車による労働災害を撲滅し、安心して使っていただけるようにするため、一般社団法人日本建設機械工業会では、「コンクリートポンプ車整備証明制度」を運用しています。

コンクリートポンプ車は、特定自主検査や月ごとの定期自主検査等を受けることが労働安全衛生法で義務付けられています。

また、これらの検査によって異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければなりません。

特定自主検査で発見された不具合及び安全上重要な部位（※）に不具合が発見されたコンクリートポンプ車の整備は、建機工認定コンクリートポンプ車整備士にお任せください。

※) ブーム装置、アウトリガ装置、旋回装置、旋回架台装置、  
ブーム及びアウトリガの油圧シリンダ関係

認定整備士による整備が完了したコンクリートポンプ車には、整備完了を証明する「整備済ステッカ」が貼付されます。

令和5年4月より、内容を全面的に改訂した新たな制度として運用を開始しましたので、別紙のパンフレットの通りご案内いたします。

以上